

○鹿児島県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則

平成10年3月30日
公安委員会規則第5号

鹿児島県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則をここに公布する。

鹿児島県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の31及び交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)に基づき、交通安全活動推進センターの指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 規則第1条第1項の規定による申請は、[別記第1号様式](#)によるものとする。

2 法第108条の31第1項の規定による指定の書面を交付するときは、[別記第2号様式](#)によるものとする。

3 規則第3条第1項の規定による届出は、[別記第3号様式](#)によるものとする。

4 法第108条の31第3項の規定による命令の書面を交付するときは、[別記第4号様式](#)によるものとする。

(申請書等の提出)

第3条 [前条第1項](#)に規定する指定の申請の書面又は[同条第3項](#)に規定する変更の届出等の書面は、鹿児島県警察本部交通部交通企画課を経由して、鹿児島県公安委員会に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 鹿児島県道路使用適正化センターの指定申請等に関する規則(昭和62年鹿児島県公安委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月4日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(令和3年2月16日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

[別記第1号様式\(第2条関係\)](#)

別記第1号様式(第2条関係)

第 号
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

申請者 名 称
代表者氏名

鹿児島県交通安全活動推進センターの指定の申請について

道路交通法第108条の31第1項の規定による鹿児島県交通安全活動推進センターの指定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名 称
- (2) 住 所
- (3) 代表者の氏名

2 事務所の名称及び所在地

- (1) 事務所の名称
- (2) 事務所の所在地

3 資産の総額

添付書類

- 1 寄附行為(定款)
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 道路交通法第108条の31第2項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- 5 資産の種類を記載した書面及びこれを証する書面

第2号様式(第2条関係)

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会委員長

印

鹿児島県交通安全活動推進センターの指定について

年 月 日付けで申請のあったことについては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第1項の規定により、貴法人を鹿児島県交通安全活動推進センターとして指定します。

[第3号様式\(第2条関係\)](#)

第3号様式(第2条関係)

第 号
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

申請者 名 称
代表者氏名

公示事項の変更の届出について

交通安全活動推進センターに関する規則第3条の規定により、公示事項の変更を届け出ます。

記

- 1 変更する事項
- 2 変更後の事項

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会委員長

印

鹿児島県交通安全活動推進センターの財産の状況等の
改善に必要な措置について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第3項の規定により、下記の措置を採ることを命ずる。

記

- 1 財産の状況
- 2 事業の運営